

2019.6.25  
第77号

# 家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行  
公益社団法人 家庭問題情報センター  
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

- 令和家族考77《高齢者扶養をめぐる現代的動向》1-3頁
- アラカルト《大阪ファミリー相談室の調停事業の取組》4-5頁
- 海外トピックス《離婚教育プログラムのコンテンツ～米国》6-7頁

◆令和家族考 77

## 高齢者扶養をめぐる現代的動向 — 団塊の世代を中心とした人口転換期世代の家族観 —

日本の人口構造の変動の一つとして、高齢者層の急激な増加が指摘されています。この変動が高齢者の生活にどのような影響を与えるのか、特に、家族関係、扶養の視点から考えてみました。「今号から『令和家族考』としました。」

### 第1 高齢者の姿と家族

#### 1 高齢者の現状

高齢者とは、広辞苑第7版によれば、「WHOの定義では65歳以上の者で、老人とは異なり、年齢のみに着目した呼称」とされています。この65歳以上の高齢者とそれを取り巻く家族の現状について、「高齢社会白書」(内閣府、平成30年版)に基づいて概観してみます。

65歳以上の高齢者人口は、表1のとおり、平成29(2017)年現在3,515万人であり、男性1,526万人、女性1,989万人で、男性対女性の比は約3対4となっています。総人口に占める割合の高齢化率は、昭和25(1950)年には5%に満たなかったものが、年々上昇して、昭和45(1970)年には7%に、平成6(1994)年

には14%を超えて、平成29(2017)年では27.7%となっています。

高齢化の要因は、年齢階級別の死亡率の低下による65歳以上人口が増加する「人生80年時代」と、少子化の進行による若年人口が減少する「少子高齢社会」の到来によるものです。

#### 2 高齢者世代は「人口転換期世代」

「人生80年時代」と「少子高齢社会」をもたらした現在の高齢者は、「人口学的世代」の観点からみると、多産多死社会から多産少死社会へと移り変わる時代に生まれ育ち、子育て期を通して少産少死社会への移行を経験した「人口転換期世代(1925～50年生)」として特徴づけられます(落合恵美子、2004)。この人口転換期世代の多くを占めるようになったのが、ベビーブーマー(1947～1949年生)のいわゆる「団塊の世代」であり、この世代の典型的な家族構成は、育った家族(定位家族)でのきょうだい数は平均4人、結婚した家族(生殖家族)での子ども数は平均2人となっています。なお、「団塊の世代」と高齢化の関係では、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27(2015)年に高齢者人口は3,387万人となり、その後も増加し、75歳以上となる2025年には3,677万人となると見込まれています。65歳以上人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後の平成28(2016)年にピークを迎えて、その後減少傾向になりますが、他方、75歳以上人口は増加を続け、平成30(2018)年には65～74歳人口を上回っ

表1 高齢者の現状

単位:万人(人口)、%(構成比)

		平成29年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,671	6,166 (性比94.8)	6,505
	高齢者人口(65歳以上)	3,515	1,526 (性比76.7)	1,989
	65～74歳人口	1,767	843 (性比91.2)	924
	75歳人口	1,748	684 (性比64.2)	1,065
	生産年齢人口(15～64歳)	7,596	3,841 (性比102.3)	3,755
構成比	年少人口(0～14歳)	1,559	798 (性比104.9)	761
	総人口	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口(高齢化率)	27.7	24.8	30.6
	65～74歳人口	13.9	13.7	14.2
	75歳人口	13.8	11.1	16.4
生産年齢人口	生産年齢人口	60.6	62.3	57.7
	年少人口	12.3	12.9	11.7

資料:総務省「人口統計」。「性比」は女性人口に対する男性人口

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



て、その後も増加傾向が続くものと見込まれています。

### 3 高齢者を取り巻く家族

65歳以上の高齢者のいる世帯の状況は、表2、表3のとおりです。

表2 65歳以上の高齢者のいる世帯構造 (%) (世帯数)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
昭和55(1980)年 総世帯数: 849万6千世帯 全世帯: 3540万0千世帯	10.7 91万0千	16.2 137万9千	10.5 89万1千	50.1 425万4千	12.5 106万2千
平成28(2016)年 総世帯数: 2416万5千世帯 全世帯: 4994万5千世帯	27.1 655万9千	31.1 752万6千	20.7 500万7千	11.0 266万8千	10.0 240万6千
			48.4%		

表3 家族形態別にみた高齢者の割合 (%)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	子どもと同居	その他の親族と同居	非親族と同居
昭和55(1980)年	8.5 28.1	19.6	69.0	2.8	0.2
平成27(2015)年	18.0 56.9	38.9	39.0	4.0	0.1

平成28(2016)年現在、高齢者のいる世帯は、全世帯(4994万5千世帯)の48.4%を占めており、その世帯構造の特徴として、次の点が指摘できます。

「三世帯同居」の減少です。昭和55(1980)年では三世帯世帯の割合が半数を占めて一番多かったのですが、平成28(2016)年では「夫婦のみの世帯」が一番多く約3割を占めており、「単独世帯」と合わせると58.2%と半数を超える状況になっています。それに反比例する形で、「子どもと同居」の割合は、昭和55(1980)年にはほぼ7割であったものが年々減少し、平成28(2016)年には39.0%と大幅に減少しています。その結果、「一人暮らしの高齢者」の増加という現象が生じています。

#### 4 「家族のかたち」の変化—単身高齢者の増加

表4のとおり、65歳以上の高齢者の一人暮らし(単身者)が増加しています。男女ともにその傾向は顕著であり、昭和55(1980)年には男性約19万人、女性約69万人、高齢者人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったものが、平成27(2015)年には男性約192万人、女性約400万人、高齢者人口に占める割合は男性13.3%、女性21.1%と大幅に増加しています。平成27(2015)年の国勢調査によれば、単身高齢者の増加は、高齢化が先行した地方より、大都市での増え方が深刻になっており、三大都市圏では平成12(2000)年以降の15年間で2.1倍の289万人に達し、平成27(2015)年に初めて世帯全体の1割を突破しています。特に、団塊の世代が持ち家を求めた大都市近郊の多くの地域で単身高齢者の増加が3倍強に膨らんでいます(日本経済新聞平成30年11月26日)。この要因としては、長寿化とともに、未婚化の影響があります。表5のとおり、未婚者の割合は、昭和55(1980)年には男性0.8%、女性1.3%であったものが、平成27(2015)年には男性5.3%、女性4.3%と大幅に増加しています。

表4 高齢者の一人暮らしの人数、高齢者人口に占める割合 (%)

	昭和55年(1980)	平成2年(1990)	平成12年(2000)	平成22年(2010)	平成27年(2015)
高齢者の一人暮らしの総人数	88万1千	162万3千	303万2千	479万1千	592万8千
男性	19万3千 4.3	31万0千 5.2	74万2千 8.0	138万6千 11.1	192万4千 13.3
女性	68万8千 11.2	131万3千 14.7	229万0千 17.9	340万5千 20.3	400万3千 21.1

表5 高齢者の配偶関係 (割合) (%)

		未婚	有配偶	死別	離別
男性	昭和55(1980)年	0.8	80.8	17.0	1.3
	平成27(2015)年	5.3	80.1	10.1	4.4
女性	昭和55(1980)年	1.3	35.8	60.7	2.3
	平成27(2015)年	4.3	51.4	38.7	5.6

## 第2 高齢者扶養をめぐる現代的動向

### 1 老親扶養をめぐる「人口転換期世代」の意義

第1で見た高齢者をめぐる「家族のかたち」の変化、子どもとの同居世帯が減少し、夫婦だけあるいは高齢者だけの単独世帯が増加していること背景として、高齢者の多くを占めつつある「団塊の世代」を中心にした「人口転換期世代」の、「親に対しては自分たちが扶養・介護を負担するが、子どもに対しては自分たちの扶養・介護の負担をさせたくない」という家族意識があります。この人口転換期世代の有する家族意識の特徴について、家族社会学者春日キスヨは、「過渡期性」と表現して、次の5点を指摘しています。

- ①「上下の世代での違い」。老親世代との関係においては「家族が看る」という考えに立つ一方、子どもとの関係においてはシングルで生きる子どもの生き方を受け入れる。
- ②「子どもの性別による違い」。息子の妻には「嫁」を期待し、娘には結婚しても「子」であり続けることを望む。
- ③「出生順による違い」。長男の妻には「嫁」を期待するが、二・三男の妻には「嫁」を期待しない。
- ④「夫婦間での違い」。妻が夫の親の介護を担うことを夫は当然視するが、妻は夫の親の介護を担うことを当然視していない。
- ⑤「介護の担い手であるか否かの違い」。娘は自分の親の介護を兄弟の妻が担う場合には、「嫁だから当たり前」と思うが、自分が「嫁」として担わされる場合には、「実の子どもが看るべき」と思う。

### 2 高齢者の配偶関係と配偶者喪失の課題

家族のかたちが変化し、夫婦だけの世帯あるいは高齢者だけの単独世帯が増加している現状から、高齢者配偶関係をみると、表5のとおり、平成27(2015)年における有配偶者率は、男性80.1%に対し、女性51.4%となっています。女性では高齢者約2人に1人が配偶者有りとなっており、その割合は上昇傾向にあります。また、未婚化と離婚が増加している状況を反映して、未婚と離別の比率が高くなってきています。

配偶者との関係では、配偶者喪失の課題があります。平均寿命が男性よりも女性の方が長いこともあって、女性の方が配偶者を亡くす体験をすることが多くなります。高齢期における配偶者喪失のもたらす影響としては、男性においては妻への依存が高かった日常

生活の遂行が、女性においては夫への依存が高かった生活基盤の再構成が課題となります。さらに、大きな課題として、夫婦だけの世帯の増加に伴って、夫婦としての情緒関係の重要性が増してくる時期に配偶者を亡くすることによる悲嘆の感情、対象喪失の感情があります。配偶者の死は残された者にとっては人生最大の感情体験であり、「喪の仕事」をすることになります。

### 3 高齢者扶養をめぐる家族との関係

平均寿命が男性、女性共に80歳を超えて、人生80年時代を迎えた今日、これまで見てきたように高齢者をめぐる家族構成の多様化は、既婚子による同居型扶養だけでなく、未婚子による同居型扶養、別居子（他出子）等の別居家族による扶養（別居型扶養）、さらには夫婦間の扶養に目を向けることとなります。従来の高齢者（老親）の扶養をめぐる家族との関係、とくに、子どもとの関係における「扶養する―扶養される」「介護する―介護される」関係の見直しにつながります。この高齢者（老親）と子どもとの現代的関係性からは、「家族に囲まれた生き方」からの転換、すなわち次のような関係に転換していくこととなります。

家族内役割関係が変化しています。従来、高齢者の多くは、「養う者から養われる者へ」としての「祖父母」への変化を経験してきましたが、高齢者の経済的な自立に伴い、その家族内役割の変化の時期の先延ばしとともに、孫の育児、経済的援助（学費や住居購入の援助）に象徴される子ども世代への育児援助の役割が期待されています。ただし、所得格差、貧困の問題があり、誰もが経済的に余裕があるわけではありません。また、親子間で一定の自立性が高まっている現状からは、相対的に夫婦関係の重要性が高まります。そのため、高齢者の扶養を考える際には、従来の子ども世代における「老親扶養」という視点からの転換が必要になります。

さらに、第2の1で述べた「人口転換期世代」の家族意識からは、きょうだい関係の視点が見直されることとなります。高齢期になって親子関係や夫婦関係が一段落したときに、きょうだい関係における電話や手紙のやり取りといった間接的接触が、「老化の受け止め方」や「精神的安定」にプラスの影響を与え、「社会化のエージェント（老いの認識や老いへの対応方法を支える関係）」として位置付けられることが指摘されています（吉原千賀、2006）。きょうだい関係が高齢期のサポートネットワークとして機能することになるのです。家族・親族以外の関係として、近隣関係や友人関係のほか、趣味や余暇活動、地域活動やボランティア活動などの社会的活動を通して形成される関係が重要になってきます。

このように高齢者の一定の自立志向による家族関係への影響として、家族構成の変化とともに子どもや孫あるいはきょうだい関係や他の親族関係について再構築を迫られることとなります。高齢者扶養においては高齢者の自立と依存が共存する方策を考えていく必要があります。

## 第3 高齢化の将来像と人生100年時代

### 1 高齢者人口がピークを迎える2040年代

65歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となった2015（平成27）年に3,387万人となり、その後も増加傾向が続き、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、2042年に3,935万人でピークを迎えると推計されています。この時点での高齢化率の推定値は35.3%であり、総人口中3人に1人が高齢者になります。また、平成29（2017）年現在での平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳ですが、90歳までに生きる人の割合は、男性26%、女性50%であり、女性のうち7%は100歳まで生きるとされています。

今後とも平均寿命が延びることが見込まれ、人生100年時代は目前までできています。

### 2 人生100年時代の備えと生き方

一昔前までは人生50年、今は人生80年、そして人生100年時代が現実味を帯びてきており、人生100年時代の備え、生き方について、仕事、年金、老後の生活資金、介護などに関する議論が始まっています。「学校を卒業して1つの会社を勤め上げ、年金で残りの生活を楽しむ。そんな生き方は大きく変わる。経済産業省によると日本人の女性は93歳、男性は87歳で亡くなる人が最も多い。定年が65歳としても余生は20年以上ある。20年は人生を再び充実させるチャンスだ。だが、健康やお金への不安も尽きない。」（日本経済新聞、平成30年12月3日「人生100年の生き方1」）。

また、環境の変化が激しく、従来のルールが通用しない時代にあって、100年の人生を過ごしていくのは大変です。脳科学者茂木健一郎は長寿時代を幸せに生きるキーワードとして「IKIGA」（生きがい）を挙げ、「生きがいは趣味などの身近な小さなことに着目する。脳は他人のために何かをすること、自分のためにすることをほぼ同じようにうれしいと感じます。自分が幸せになるには、他人のために何かできることを考えることも大事です。利他性は回り回って自分の幸せを呼び込むことになるのです。年齢を重ねる経験値のメリットは創造性を生み出す基礎データを蓄積することです。生きがいを味わいながら学び続けることも幸せに長生きするための一つの方法です。」と述べています。

団塊の世代を核とする人口転換期世代が創造した平成の高齢者像は、落ち着きや枯れ、悟りを備えた成熟、円熟した姿をよとした昭和の高齢者と違い、長生きになり、体力もあり、孫と過ごす時間のためなどと若々しさを目指してきた世代であったといえます。今後人生100年時代を迎え、健康寿命を延ばすとともに、高齢者自身が「老い」に向き合い、自立と依存が共存する関係のために、家族関係にとどまらない人との繋がりをつくり、令和の時代を幸せに生きる準備をしていくことが求められます。

引用文献「高齢社会白書」内閣府 「家族社会学―基礎と応用」九州大学出版会

# 大阪ファミリー相談室の調停事業の取組

## —対話促進型同席調停の効用と課題—

FPICは、面会交流や協議離婚等の相談の中で、当事者間で十分な取決めがなされていない実態を知り、ADR（民間紛争解決手続）の必要性を痛感していました。平成21年4月、法務大臣の認証許可を受けてADR調停事業を開始しました。現在、東京、大阪、名古屋のファミリー相談室で実施していますが、裁判所の調停より柔軟な対応が可能であるという特徴を生かして、経験を積み重ねています。

本号ではADRに積極的に取り組んでいる大阪ファミリー相談室の調停事業の活動を紹介します。

### 1 大阪ファミリー相談室の調停事業について

FPICが、認証を受け、大阪ファミリー相談室が婚姻及び内縁関係の維持又は解消、子の監護に関する紛争についてADR調停を開始して11年になります。平成30年3月末までに109件の申立てを受けました。受理件数は少ないですが、顕著な特徴があります。一つは夫婦関係の紛争中円満調整の申立てが41%を占めていることです。家庭裁判所の夫婦関係調整事件（円満調整）の申立てが7%弱に過ぎないことと比較すると、夫婦関係の維持を求めるケースが格段に多いと言えます。二つ目に、子の監護に関する紛争では、面会交流の申立てが87%と大半を占めていることです。

大阪ファミリー相談室では、「対話促進型同席調停」を至上命題として、ADR調停を実施しています。当事者の多くはホームページの閲覧や他機関の紹介によって申立てをします。ホームページでは、「自分と家族の再出発に向けて、当事者同士の話し合いを通じて自分たちが納得する解決方法を見つけ、新しいスタートをきることができるようサポートいたします。」「離婚しても子育ての良きパートナーとして関係が築けるよう願って話し合いを進めます。」と呼びかけています。夫婦間の問題は、十分話し合って納得する結論を出してほしい、特に未成熟の子どもを持つ夫婦は、離婚後も親として協力して養育できるような関係を維持してほしいという願いをこめた呼びかけです。

### 2 対話促進型同席調停とは

当事者が同席で直接向き合って話し合いを行い、主体的に問題を解決していくこと、調停人が主導するのではなく、当事者の主体性と自己決定を最大限に尊重する調停を目指しています。当事者が今解決したい問題について話し合うことを基本にし、双方が納得し、満足できるWin・Winの解決を目指します。相手に向かって話し、相手の話を聴くことで、自分自身が見え、相手との違いを認識すること

ができ、現実認識が深まり、相手に対する理解や共感も生まれます。相手の話に納得でき「腑に落ちた」とき事態は大きく変わります。夫が今まで迷惑をかけて悪かったと妻に謝罪すると、それを聞いた妻は、自分も反省すべき点が多々あったと謝ったケースがありました。同席調停ではこのように別席では得られない当事者の関係の変容が見られます。調停人は、あくまでファシリテーターであり、当事者のコミュニケーションを深め、対話を進める役割をとることに努めます。これまで司法の場で調停を経験してきた私たちにはなかなか困難な技法であり訓練を要しますが、こうした調停ができた場合には納得いく解決に結びつき満足度も高いようです。また当事者には自分で納得して決めた約束ごとには責任を持つという姿勢が見られます。

### 3 ADRから見た面会交流の合意形成支援

面会交流支援は、現在FPICの主たる業務となっており、大阪ファミリー相談室でも常に100件から110件のケースが動いており、年700回近くの支援をしています。申込時の90%以上は支援者が付き添う付添い型です。当室では面会交流の目標の一つに、第三者機関の支援なしに自分たちで面会交流を実施できるようになることをあげています。当初は監護親の多くが面会親と顔を合わせることを拒んでいます。支援者は、当事者が自立できるように当事者の気持ちに添いながらそれぞれの自立への道を模索していきます。その結果最近では契約終了時には60%を超えるケースが自立の方針が立って終了しています。方針が立たないケースは、再度家庭裁判所の調停を申し立てたり、当室のADRを利用して話し合います。

当室のADR調停は同席による対話が原則です。特に面会交流は双方が可能な面会交流の具体的方法を話し合って双方の事情にマッチした方法を見つけ出す共同作業であり、親としてのパートナー性を発揮するチャンスでもあります。しかし顔を合

わせることを予想するだけで不安症状がでる当事者も多く、同席は大きなハードルになります。ある母親は、家庭裁判所の調停も含め別居後4年以上元夫と顔を合わせず、声が聞こえるだけで蒼白になる状態でしたが、最終的にFPICで対面して面会交流の方法を決めました。その直後に子どもたちに向かって堂々と「これからはお母さんがお父さんに会わせてあげるからね」と伝えました。同席というハードルを乗り越えた姿に、親としてのどっしりとした安定感が感じられて頼もしく感じられたものです。目が合うのが怖いという当事者の求めでサングラスをかけたり、距離が近いのがつらいという場合に席を離したりいろいろな工夫をして場面設定をすることがありますが、話し合いが始まると、ほとんどのケースは、双方が自分の意向を伝えようとし、相手の話を聴く姿勢もでき、話し合いは案外スムーズに進んでいきます。当室の面会交流支援を受けている当事者は、裁判所を経て最終的な結論が出るまで早くても6か月、長いケースでは3年を超えた場合もあり、仕事を休まねばならないことに苦痛を感じてきた人もあります。当室の調停は、土・日、祝日、夜間の開催も可能であるし、1か月に数回開くことも可能です。同席というハードルを乗り越えることさえできれば「願ってもない機会なので利用したい。」と自立について検討する時期に来ている当事者の背中を押すことになりました。当法人は平成28年度に厚生労働省より「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」を委託され、当室でも13件の面会交流関係のADRを実施し、すべてのケースが問題解決に至っています。支援中でない申立てケース4件中3件は成立、1件は夫婦関係が修復し取り下げとなりました。当室支援中のケース9件中、うち8件は成立し、1件は調停期間中に任意に話し合うことができる関係になり、合意ができ取り下げとなりました。過去のケースを見ても面会交流のケースの成立率は高く、対話促進型同席調停によるADRの活用が望まれるところです。自立のためには、双方が顔を合わせることが必須条件になりますが、それが難しいのでFPICの支援が利用されています。同席で話し合うというハードルを越えることができれば、双方の希望や生活状態にマッチした面会交流の方法を具体的にすり合わせ実施方法を考えていくことが可能になり、自立への道が開かれます。当室としては、面会交流の自立にはADRの利用が有効であると考えています。

#### 4 今後の課題

(1) ADR手続きが国民に周知されていないため申立件数が少ないことです。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(通称ADR法)が施行され12年になりますが、ADR調停自体がほとんどの国民に認知されていません。利用促進のため積極的な広報が必要です。また、夫婦関係修復の申立てが多いという事実からみてFPICに対する当事者のニーズは、裁判所に行く前の紛争解決機関として位置づけられているのではないかと推測できます。必要と認めるときには、国や自治体が当事者にADRを勧めることを可能にし、家庭裁判所等が、事件をADR機関の手続きに付すことができるようにするなどの関係機関との連携を強化するための法改正が望まれるところです。

(2) 対話促進型同席調停の理念とそれを実現する技法を習得するための調停人研修の必要性です。当室の調停は、司法型調停とは異なる調停を目指すものです。調停人全員が司法型調停の経験者であるところからFPICが目指す調停技法を習得し、その向上を図ることが必要です。

(3) ADRの料金について

当事者にとっては料金の負担が大きく、そのため申立てを躊躇するケースが多くみられます。前述の厚生労働省委託事業では、研究を目的にこの年度の面会交流に関するADR手続に3回分まで料金が助成されることになりました。しかし当室のADRの申立ては、助成を受けた平成28年度は年間21件と過去最高でしたが、その後は再び年間10数件の申立てにとどまっています。特に面会交流の申立てケースは激減しており、自立のためにADRを利用する当事者は数件です。当室のADRについて同席というハードルと料金が低いというハードルがあると述べましたが、結局当事者にとっては同席というハードルより、料金というハードルの方が高いと言えます。対話促進型同席調停は、面会交流ケースの成立率が非常に高く、自立に向けて両親が対話する過程が親としてのパートナーシップを育てる可能性をもつことから、子の福祉にとって必要な手続であり、国の助成を強く望むところです。



## 離婚教育プログラムのコンテンツ～米国

離婚に悩む夫婦とその両親のもとで生活している子どもをどのように支援するかは、どの社会でも重要な課題です。近年、米国では、子どものある夫婦が離婚する場合、離婚教育プログラム (Divorce Education Program) 又は州によっては親教育プログラム (Parent Education Program) の受講を義務付けています。日本でも、離婚時に子どものある夫婦への支援として、子どもの立場にたった親への働きかけの必要性が指摘されています。そこで、離婚の多い米国における離婚教育プログラムを紹介します。

### 1 離婚教育プログラムが実施されている社会的な背景

米国では、離婚するには裁判所 (又は類似の役所) の承認が必要です。1960年代から離婚が増加し、親の離婚を経験した子どもの発達への負の影響が指摘されるようになりました。また、単独監護の問題点が指摘され、1970年から1980年代多数の州で離婚後の父母による共同監護 (Joint Custody) が導入されました。さらに、離婚手続の中で、離婚教育プログラム (以下「プログラム」と略す。) の受講と父母の合意に基づいた子育てプラン (Parenting Plan) の提出を義務付けられました。最近の報告によると、全米50州のうち少なくとも46州でプログラムの実施又は推奨がされているとのことです。

プログラムの内容、受講時間数などは、州ごとに異なっていますが、最近、このプログラムを集約した論文をユタ州立大学のシュラムら (Schramm et al. 2018) が発表しましたので、この論文を手掛かりに、プログラムの内容を紹介します。

### 2 プログラムの内容

シュラムらは、親の離婚と子どもに関する最近の実証的な論文やプログラム103編を選び出し、内容ごとに見出しを付けて、引用頻度が多く、かつ、プログラムに入れることが相当だと判断したコンテンツ (情報内容) を特定し、表1にまとめました。したがって、表示されているものは、プログラムに組み込まれている頻度の高い情報のかたまりと読み取れます。

プログラムの狙いは、①親の子育てを子のニーズに合わせること、②子の健全な成長のために父母間で協力的な共同子育てを実現することの2つにあります。

表1中、階層1のコンテンツは、「子ども中心」であり、プログラムの核になるものです。①親の離婚が子どもに与える影響、②両親間の争いを減らすこと、③協力的な共同子育てのスキル、④離婚後の子育ての工夫の4つが柱になっています。

親の離婚が子どもに与える影響については、ばらつきが大きいことが特徴です。これは、親の葛藤の初期

から、離婚を経て再出発までの過程で子どもが経験する社会的、精神的、肉体的な負の影響と子ども自身もつ適応力に左右されるからです。そこで、子どもが困難を乗り越えようとしていること (コーピング) に親が気づくことが大切であると指摘した論文が多くみられました。

階層2のコンテンツは「大人中心」であり、必要に応じてプログラムに組み込むものです。①親自身の心身の自己管理の問題、②離婚問題の管理 (離婚後の生活費の確保などの問題)、③将来に向けた生き方の3つに分類されます。

階層3のコンテンツは、家庭内暴力とか、別居親が遠隔地に居住している場合の面会交流など特別な問題を取り上げて情報提供を行うものです。プログラムの中では補完的です。

プログラムの実施時間について、論文の中でラケルらの調査 (2011年) によりますと、大多数のプログラムが4時間から9時間以内の範囲にあり、3分の1が4時間未満であり、10時間以上も少しありました。

### 3 おわりに

FPICでは、親の支援のため、1996年から「子どものいる夫婦のための離婚セミナー」、2016年から「かるがもセミナー」(グループワーク形式) を実施しています (ふぁみりお第74号アラカルトで紹介)。

今後も、子どもの最善の利益を図るために、親の離婚に至る各段階に応じて、親への継続的な支援が広く実施されることが期待されます。

引用文献: D. G. Schramm, et al., An Empirically Based Framework for Content Selection and Management in Divorce Education Programs, JOURNAL OF DIVORCE & REMARRIAGE 2018, VOL. 59, NO. 3, 195-221

表1 離婚教育プログラムのコンテンツの選択に役立つ実証的な枠組み

(Schramm, et al., 2018)

階層1:中核的なコンテンツ (子ども—中心)	階層2:戦略的なコンテンツ (大人—中心)	階層3: (特殊な環境下)
<p><b>①親の離婚が子に与える影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離婚後の子の典型的な反応 子が示す多様なコーピングや戦略的な方策</li> <li>子とコミュニケーションをとる方策</li> <li>親の適切な自己開示</li> <li>過剰な共有(過剰な親子化)(注2)</li> <li>子が示す適応に関する警告のサイン 抑うつ、不安、攻撃的</li> </ul> <p><b>②両親間の争いを減らすこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両親間の葛藤が子に与える影響 親子トライアングル(注3) 親疎外症候群(注4)</li> <li>子に他方の親の悪口をいう</li> <li>怒る親の真ん中に子を置いて選択を迫る</li> <li>両親間のその他の葛藤</li> </ul> <p><b>③協力的な共同子育てのスキル</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割移行(配偶者から共同子育ての親へ) 並列子育て 他方の親に対する態度を再考する</li> <li>両親間のコミュニケーション・スキル</li> </ul> <p><b>④離婚後の子育ての工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てスキル</li> <li>子の父の家庭と母の家庭との往来</li> <li>子育てプラン、適切な面会交流</li> <li>養育費に関する話し合い</li> <li>新しいパートナーの紹介とデート</li> </ul>	<p><b>①離婚における大人の自己管理の問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>悲しみ/離婚によるストレス/離別</li> <li>自己管理</li> <li>大人として情緒的視点での離婚</li> <li>大人として怒りの感情を制御する技術</li> <li>コミュニケーション・ニーズとスキル</li> <li>大人への支援態勢</li> </ul> <p><b>②離婚問題を管理する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子の年齢に応じた応答</li> <li>変容する家族間の交流の管理</li> <li>大人として離婚に伴う経済的負担の影響に対処する</li> <li>法的な問題を理解する</li> <li>補充的に役立つ社会資源</li> </ul> <p><b>③人生を前向きにとらえる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康的な決心</li> <li>新たな始まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊なニーズのある子の共同子育て</li> <li>家庭内暴力</li> <li>精神衛生と離婚</li> <li>軍人、長距離居住の父母の子育て</li> <li>結婚からの退出 VS 結婚へのこだわり</li> <li>親役割の補充となる社会資源</li> </ul>

(注1) 罫線、項番号や「・」は、見やすくするために訳者が付した。以下の注も訳者が付けたもの

(注2) 心理的な親子の役割の逆転。(注3) 父、母、子の3者関係の歪み。(注4) アメリカの小児精神科医リチャード・ガードナーの造語

# 宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。

消防団の方々と  
防災学習!



一輪車に乗れるようになりました〜!



桜の若木が  
こんなに育ったよ♪



みんなで仲良く  
読み聞かせ!



街を華やかに  
彩ります♪



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、  
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、  
みなさまの暮らしに役立っています。



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や  
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<http://jla-takarakuji.or.jp/>